

川崎市は 特別市を 目指しています



川崎市

川崎市は、令和 4(2022) 年に指定都市移行 50 周年、令和 6 (2024) 年には市制 100 周年の記念すべき節目を迎えます。

指定都市に移行した昭和 47 (1972) 年には 98 万人であった川崎市の人口は、平成 29 (2017) 年には 150 万人を超え、6 番目に人口が多い指定都市になるなど、日本を代表する大都市へと変貌を遂げました。

一方で、この指定都市制度は、制度創設からすでに 65 年以上が経過しているものであり、都道府県と市町村という二層制を前提とする基本的な枠組みは変わっていません。

また、頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、行政課題は多様化・複雑化する中、二層制を前提とする指定都市制度は、直面する行政課題に無駄なく、素早く対応できるものとはなっていません。

こうした中で、川崎市は、県の区域外となり、原則として県の仕事をすべて担う「特別市」の実現を目指しています。

この冊子を通して、特別市制度を御理解いただき、市民サービスの向上に資する特別市の実現に向けた機運を盛り上げ、皆さんとともに、その実現に取り組んでいきたいと考えています。

令和 4 (2022) 年 3 月

川崎市長 **福田 紀彦**



<目次>

| | |
|---------------------|------|
| 川崎市は特別市を目指しています | P. 1 |
| 1 なぜ特別市が必要なのか | P. 2 |
| 2 川崎市の目指す特別市 (概要) | P.10 |
| 3 特別市への移行によるメリットと課題 | P.12 |
| 4 特別市の実現に向けて | P.16 |

[資料・データ編]

| | |
|-----------------|------|
| 川崎市の目指す特別市 (詳細) | P.18 |
| 川崎市 PROFILE | P.20 |

川崎市は特別市を目指しています

人口や産業が集中する首都圏域で重要な役割を担う川崎市においては、市域のさまざまな課題について、一元的・総合的な事務・権限のもとで自己解決力を高めながら対応することにより、市民サービスの向上を図っていくことが重要です。

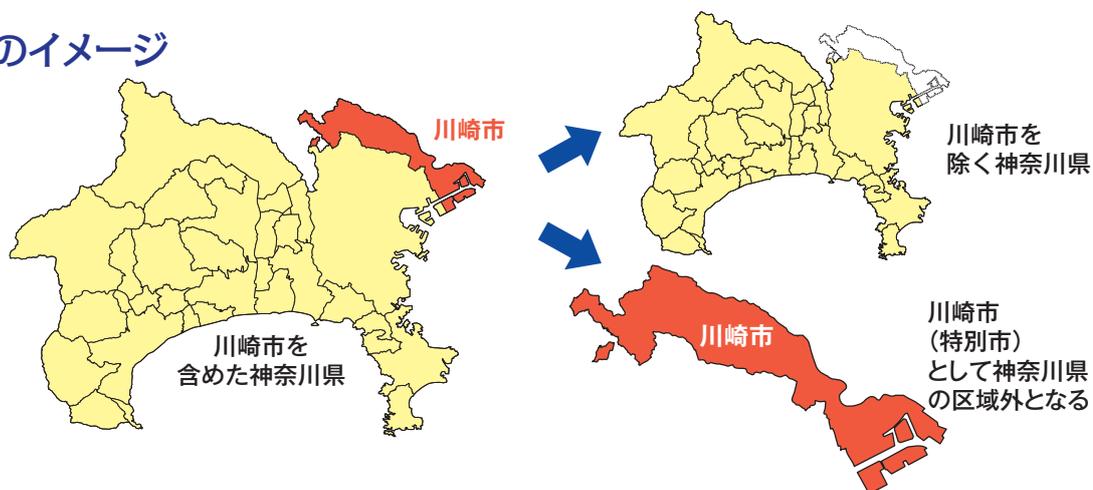
特に、今後見込まれる人口の減少、少子高齢化の進展等、さまざまな課題を解決していかなければならない中、既に指定都市が住民に身近な行政サービスのほとんどを担っている状況を踏まえ、迅速かつ柔軟な行財政運営を行えるようにするため、道府県の区域外となる**特別市制度の創設**が必要となっています。

川崎市は、県との二重行政を解消し、市民サービスの向上を図るため、**特別市の早期実現**に向けて取り組んでいきます。

特別市とは？ →詳細は10ページをご覧ください。

- **川崎市が神奈川県の区域外となる制度です。**
- **川崎市が原則として、県の仕事をすべて担い、権限と財源を市に一本化します。**

特別市のイメージ



特別市になると、こう変わります。 →詳細は12ページをご覧ください。

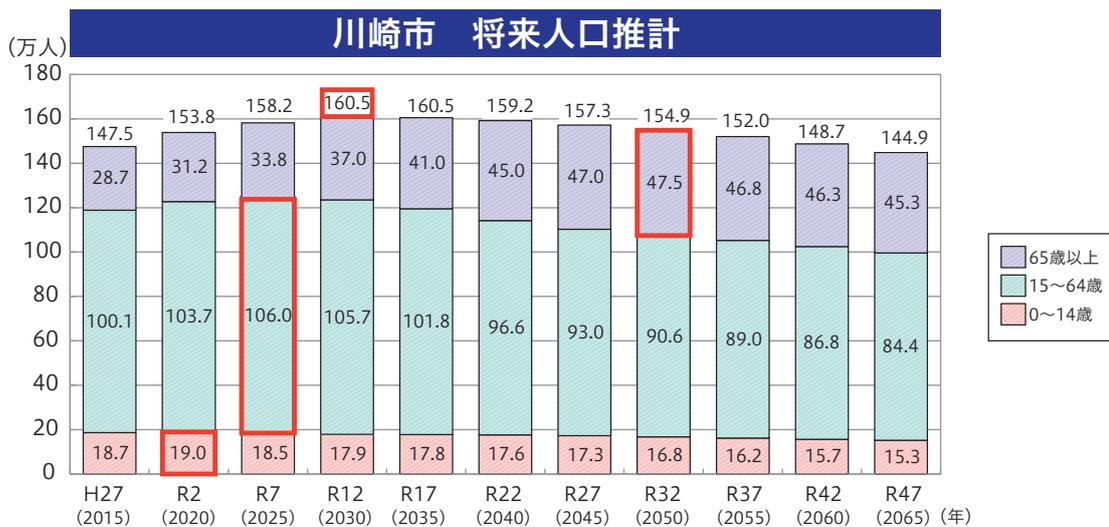
- **二重行政を解消し、市民サービスが向上します。**
道府県、指定都市で分かれている業務を統合し、窓口を一本化することで、手続の簡略化など、市民の利便性が向上します。
- **素早い対応ができるようになります。**
県を通さず国と直接やり取りすることで、新型コロナウイルス感染症対応や災害対策もニーズに沿った対応が可能になります。

1 なぜ特別市が必要なのか

1-1 川崎市を取り巻く現状

人口・少子高齢化等に関する状況

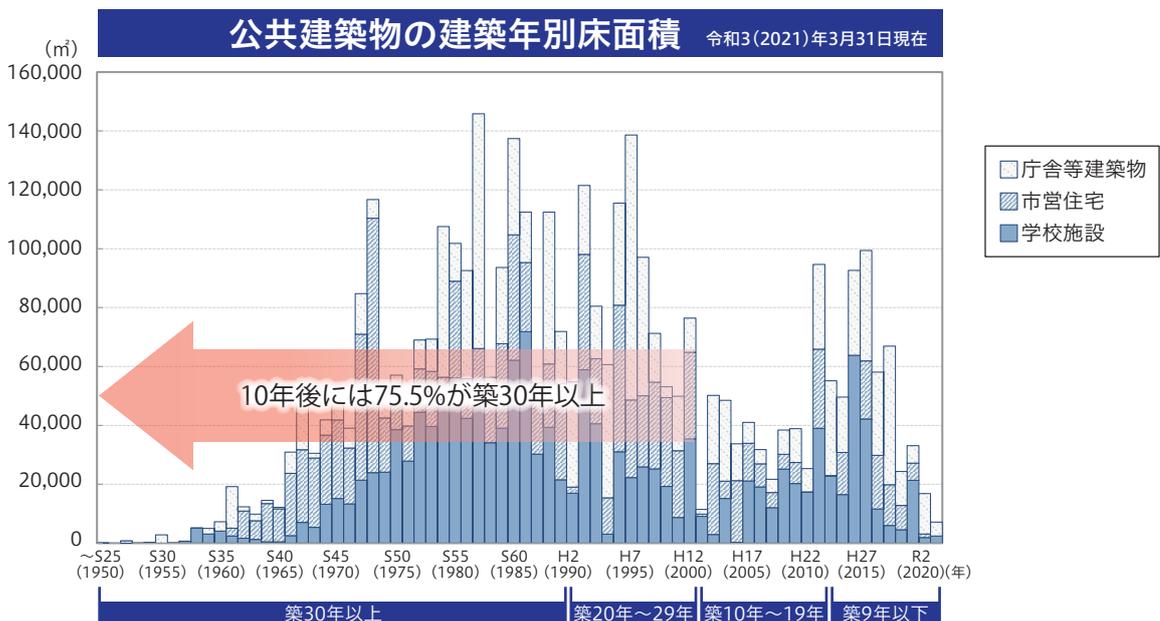
- 川崎市の人口は、令和 12(2030) 年まで増加が続き、その後減少に転じる見込みとなっています。
- 年少人口は、令和 2(2020) 年頃を境に減少過程に移行していると想定され、老年人口は、当面増加を続け、ピークは令和 32(2050) 年頃と想定されます。人口や人口構成の変化に対応しながら、活力ある社会を実現していく必要があります。



資料:川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計(更新版)

川崎市における公共建築物の老朽化の状況

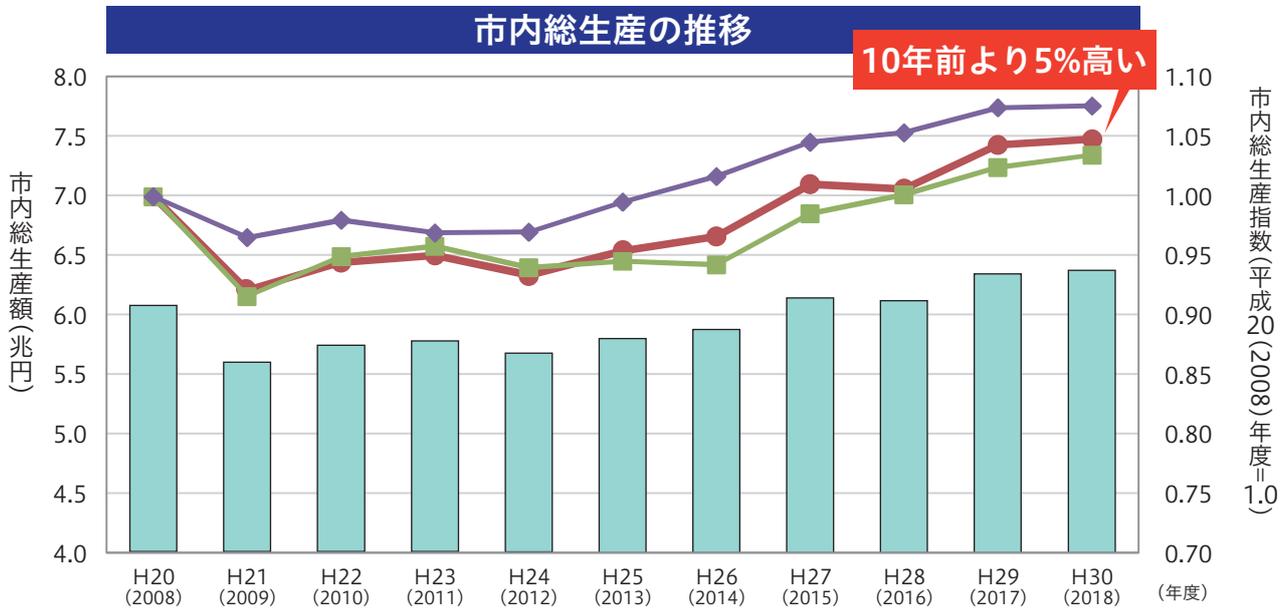
- 令和12(2030) 年度には公共建築物の約 76%が築30年以上となるなど、施設の老朽化に伴う今後の集中的な大規模修繕や更新の時期の到来が懸念されています。
- 厳しい財政環境の中、こうした課題に限られた財源で計画的に対応していく必要があります。



資料:資産マネジメント第3期実施方針

産業経済を取り巻く環境変化

- 川崎市の市内総生産は10年前と比べて5%高い水準を維持しています。
- 国際競争の激化や人口減少・少子高齢化等の環境変化に的確に対応し、市内産業の持続的な発展に向けた取組が求められています。



資料:川崎市市民経済計算

市内7区の状況

- 市内7区の区別人口については、令和12(2030)年から令和22(2040)年にピークを迎え、その後、減少に転じる見込みとなっています。
- 区別人口は、将来的な推計においても、バランスのとれた構成となっています。こうした中で、各区がその特性を活かしながら地域のまちづくりを進めていく必要があります。



資料:川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計(更新版)

1-2 神奈川県における指定都市の状況

神奈川県と県内3指定都市について

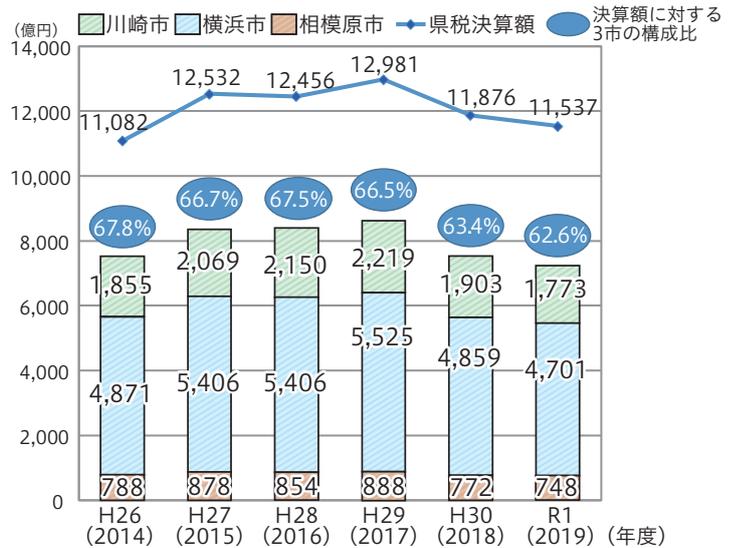
- 神奈川県内における指定都市は、川崎市の他に、横浜市・相模原市がありますが、県内に3つの指定都市があるのは、47都道府県の中で神奈川県だけです。
- 川崎市、横浜市及び相模原市の3指定都市の県税収入額は、県税決算額の6割を超えており、県財政に大きく貢献しています。
- 一方で、神奈川県と指定都市の間には、後述する補助率の格差、二重行政の課題等、解決すべき課題が存在しています。

[3指定都市の位置]



[県税収入]

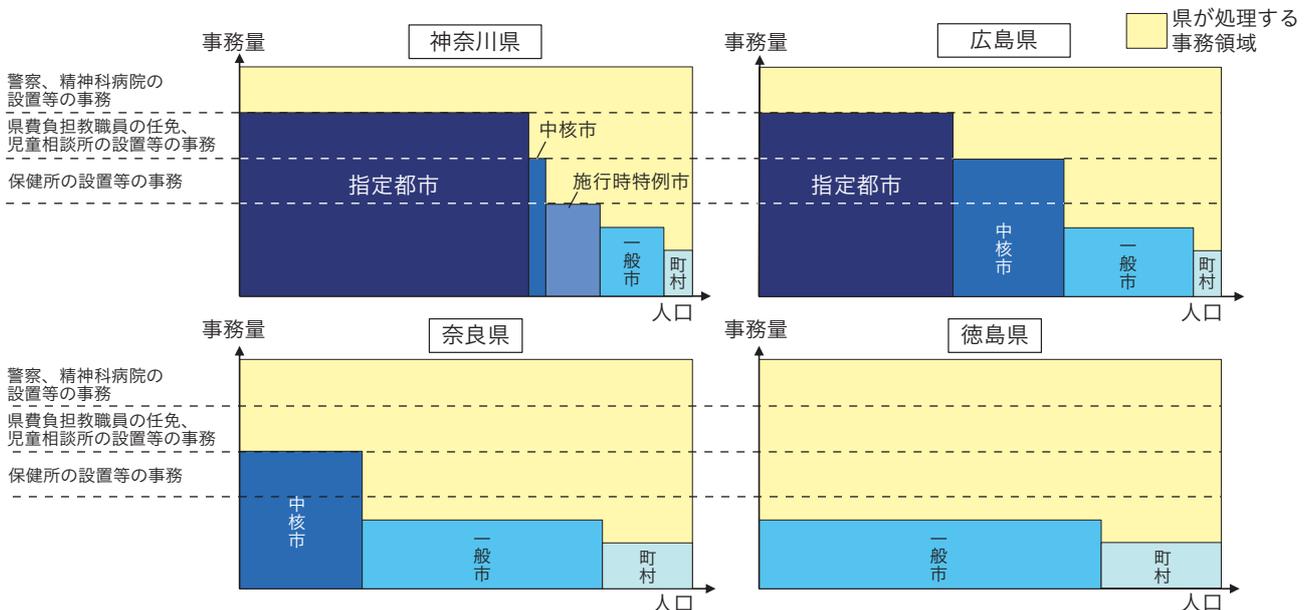
神奈川県の指定都市税収推移



資料:川崎市 令和4年度 県の予算編成に対する要請書

神奈川県の事務領域 (神奈川県の特異性)

- 神奈川県には、3指定都市の他に、中核市が1市、施行時特例市が5市あるため、市町村が処理する事務の領域が大きく、神奈川県が処理する事務の領域は、他県に比べて小さくなっています。



資料:第32次地方制度調査会 第29回専門小委員会資料をもとに作成
※人口は2015年国勢調査

神奈川県内における補助率の格差

- 神奈川県は、社会保障関係補助事業において、県内市町村へ補助をしていますが、指定都市とその他の市町村とで補助率等の取扱いに格差を設けています。
- 指定都市市民は、他の市町村に住む市民と同様の県民税を負担していますが、県内での租税負担の公平性が損なわれています。

| 名称 | 内容 | 格差の内容 | (参考) 当初補助率 |
|--------------------|---|------------------------------|--------------------------------|
| ひとり親家庭等医療費助成事業 | ひとり親家庭の方を対象とした医療費助成制度 | 【補助率】 指定都市 1/3 一般市 1/2 | 【補助率】 指定都市 1/2 一般市 1/2 |
| 小児医療費助成事業 | 小児を対象とした医療費助成制度 | 【補助率】 指定都市 1/4 一般市 1/3 | 【補助率】 指定都市 1/2 一般市 1/2 |
| 重度障害者医療費給付補助事業 | 重度の障害のある方を対象とした医療費助成制度 | 【補助率】 指定都市 1/3 一般市 1/2 | 【補助率】 指定都市 100% 一般市 100% |
| 外国籍県民高齢者・障害者等福祉給付金 | 外国籍等の高齢者で、国民年金を受給するために必要な要件を制度上満たすことができない方に給付金を支給する制度 | 【補助率】 指定都市 対象外 一般市 1/2 | 【補助率】 指定都市 対象外 一般市 1/2 |

資料:川崎市 令和4年度 県の予算編成に対する要請書

参考1 県内3指定都市の連携した取組

- 県内3指定都市は、首都圏、そして神奈川県内に位置する指定都市として共通する課題が多くあります。
- このため、令和2(2020)年10月には、「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたニューノーマル時代の行政サービスのあり方等」について三指定都市市長懇談会を開催し、情報共有・意見交換等を実施しました。今後も、課題に応じて、さまざまなレベルで意見交換等を行っていく必要があります。



三指定都市市長懇談会(令和2(2020)年10月)

参考2 指定都市と都道府県の協議

- 第30次地方制度調査会答申を踏まえ、地方自治法の改正が行われ、二重行政の解消等を目的として、平成28(2016)年4月に指定都市都道府県調整会議が設置されました。
- 令和2(2020)年11月に、指定都市都道府県調整会議として川崎市初の川崎市神奈川県調整会議を開催し、高圧ガス保安法の権限移譲について協議を行いました。これを踏まえ、コンビナート地域における許認可権限の移譲に向けた取組を進めています。
- 指定都市都道府県調整会議は、二重行政を解消する方法の1つではありますが、権限移譲を個々に行うことになり、多くの時間がかかることが課題となっています。



川崎市神奈川県調整会議(令和2(2020)年11月)

1-3 指定都市制度の課題

指定都市制度とは

- 指定都市制度は、地方自治法で「政令で指定された人口 50 万以上の市に適用する」とされており、現在、川崎市を含め 20 市あります。
- 指定都市は、以下の表のとおり、事務配分、関与、行政組織等について一般の市とは異なる取扱いがされており、また、地方分権改革の進展に伴うさまざまな権限移譲により、**住民サービスに直結する事務のほとんどを担っています。**

| 指定都市制度の特例 | |
|-----------|--|
| 事務配分の特例 | <ul style="list-style-type: none"> 福祉に関する事務（児童相談所の設置など） 都市計画等に関する事務（区域区分に関する都市計画決定など） 教育に関する事務（県費負担教職員の任免・給与決定など） |
| 関与の特例 | <ul style="list-style-type: none"> 知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事に代えて直接各大臣の関与を要する |
| 行政組織上の特例 | <ul style="list-style-type: none"> 区の設置 区選挙管理委員会の設置 |
| 財政上の特例 | <ul style="list-style-type: none"> 地方揮発油譲与税の増額など 地方交付税の算定上の所要の措置（基準財政需要額の算定における補正） 宝くじの発売 等 |
| 決定の手続 | 政令で指定 |

指定都市制度の課題

- 指定都市は、道府県の区域に包括される基礎自治体であり、二層制の地方自治制度においては、一般市町村と同じ枠組みの中にあります。
- また、暫定の措置とされているにも関わらず、昭和 31(1956) 年の制度創設以来、65 年以上にわたり制度の基本的な枠組みは変わっておらず、**多様化、複雑化する行政ニーズの中で、大都市が果たすべき役割を十分に発揮することが難しい状況**となっています。

制度上の課題

- 住民サービスの効果的・効率的な推進を難しくする県との「二重行政」があること
- さまざまな都市的課題等の解決に必要な一元的・総合的な事務・権限が不十分であること

<二重行政の具体例>

| | 重複型 | 分担型 | 関与型 |
|------|--|--|---|
| 川崎市 | <ul style="list-style-type: none"> 市営住宅・市立図書館・市立学校の設置 | <ul style="list-style-type: none"> 認可保育所の設置認可 | <ul style="list-style-type: none"> 都市計画事業の実施 |
| 神奈川県 | <ul style="list-style-type: none"> 県営住宅・県立図書館・県立学校の設置 | <ul style="list-style-type: none"> 私立幼稚園の設置認可 | <ul style="list-style-type: none"> 市が提出する都市計画事業の認可 |

広域自治体（県）と基礎自治体（市）との二重行政には、いろいろな形があります。

- ①重複型：同一の公共施設を整備、同一の施策を実施
- ②分担型：同じ行政分野を受け持ち、事務・権限を分担
- ③関与型：基礎自治体の事務処理に広域自治体が関与

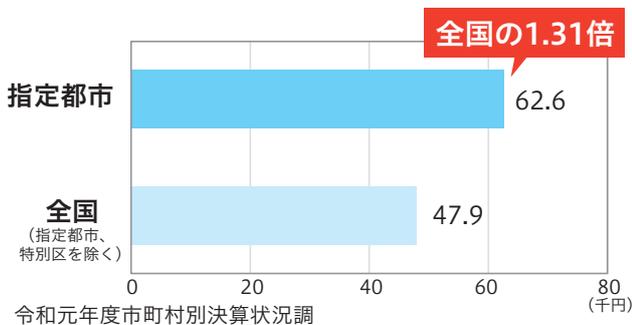


税財政上の課題 1

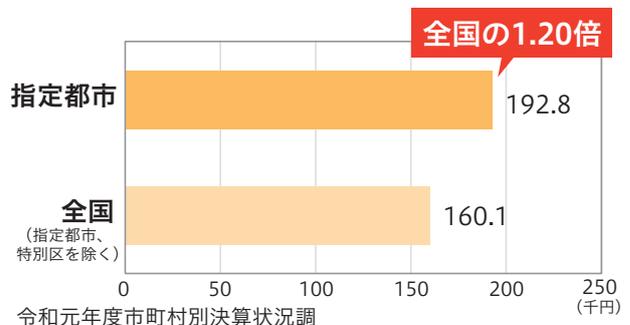
・大都市特有の財政需要に応じた税制上の措置が不十分であること

指定都市は、法人需要への対応、都市インフラの整備・維持や都市的課題など、大都市特有の財政需要があることから、人口一人当たり歳出額は大きくなりますが、財政需要に応じた税制上の措置がなされていません。

都市的財政需要〈人口1人当たり土木費〉



都市的財政需要〈人口1人当たり民生費〉



資料：指定都市 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（令和4年度）

税財政上の課題 2

・県に代わって指定都市が担う大都市特例事務に見合う税制上の措置が不十分であること

所要額のうち一部が指定都市の税源として措置されているに過ぎず、権限に見合う税制上の措置がなされていません。

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額 (令和3年度予算に基づく概算)

県に代わって負担している
大都市特例事務に係る経費
(特例経費一般財源等所要額)

240億円

地方自治法に基づくもの
個別法に基づくもの
(例：土木出張所)

左の経費に対する税制上の措置

195億円

45億円
(税制上の措置済額)

税制上の
措置不足額

注 県費教職員の給与負担に係る経費を除く。

これに加え、県から指定都市への新たな事務移譲・権限移譲に伴う所要額について税制上の措置が必要！！

資料：川崎市 令和4年度 国の予算編成に対する重点要請書

1-4 新たな大都市制度「特別市」の必要性

新たな大都市制度の必要性

- これまでの権限移譲により、既に住民に身近な行政サービスのほとんどを指定都市が担っており、**道府県と市町村という二層制を前提とした指定都市制度は実態に合っていません。**
- また、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行され、大阪市を廃止し、特別区に移行させる「大阪都構想」に係る住民投票が2度にわたり実施された一方で、「特別市」制度に関する法的整備はされていないなど、**均衡の取れた大都市制度になっていません。**
- 今後の人口減少・超高齢社会の到来やさまざまな地域特性に合わせ、今後、持続可能な地方自治制度の再構築を進めていくにあたり、とりわけ行政需要が高まる大都市においては、**それぞれの地域にふさわしい大都市制度に移行できるよう、「特別市」を早期に実現していく必要があります。**

大都市であるがゆえに抱える これからの主な課題

1 人口減少・超高齢社会 への対応

- 人口は令和12(2030)年にピークを迎え、その後減少していく中、人口の変化に対応し、活力ある社会を実現していく必要があります。

(→2ページ)

2 公共建築物の老朽化対策

- 令和12(2030)年度には公共建築物の約76%が築30年以上を経過します。
- 大規模修繕や更新の時期の到来が懸念され、限られた財源で計画的に対応していく必要があります。

(→2ページ)

3 産業活性化

- 国際競争が激化し、人口減少・少子高齢化による国内市場の縮小が懸念されるなど、産業を取り巻く環境は大きく変化しています。このような変化に的確に対応し、市内産業の持続的な発展に向けた取組が求められています。

(→3ページ)

4 県と市の二重行政

- 同様の事務を県と市が担う「二重行政」が依然として生じており、効率的・効果的な行政運営のため、これを解消していく必要があります。

(→6ページ)

5 不十分な税制上の措置

- 指定都市は、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されていますが、必要な財源について、税制上の措置が不十分となっており、その確保を求めていく必要があります。

(→7ページ)

新たな大都市制度「特別市」へ移行し、
これらの課題を解決していきます

参考1 かつて存在した「特別市」について

昭和22(1947)年

・地方自治法に「特別市」が規定

- ・横浜・名古屋・京都・大阪・神戸の5大市は、大都市自治の拡充と大都市行政の能率的な遂行のため、府県からの独立を訴え、戦前から「特別市制運動」を展開し、昭和22(1947)年に施行された地方自治法にて、「特別市」制度が創設されました。
- ・しかしながら、大都市が独立することによる空洞化を恐れた5府県等の猛烈な反対に遭い、制度実現を望む五大市側と激しい対立を引き起こしました。

昭和31(1956)年

・「特別市」が廃止、「指定都市」制度が創設

・5市(横浜、名古屋、京都、大阪、神戸)が指定都市へ移行

- ・国や府県は大都市の重要性を無視することができず、5大市側と府県側が妥協する形で、昭和31(1956)年に地方自治法が改正され、特別市制度の廃止とあわせ、「指定都市」制度が創設されました。

現在(令和4(2022)年3月)

・指定都市は、全国で20市

- ・指定都市制度創設後、高度経済成長期における都市部の人口増加や平成の大合併による大都市の誕生により、指定都市は20市まで増加しました。
- ・しかしながら、制度の抜本的な見直しがされないまま、制度創設から65年以上が経過しています。

参考2 川崎市の地方分権改革に関する取組

- ・川崎市は、平成12(2000)年の地方分権一括法の施行以降、平成14(2002)年には、「地方分権推進指針」を策定するなど、環境変化等を踏まえながら、地方分権改革の取組を着実に進めてきました。
- ・令和4(2022)年には、「新たな地方分権改革の推進に関する方針」を改訂し、道州制を前提としない特別市制度の基本事項等に関して必要な見直しを行いました。



| 年月 | 取組内容 |
|----------------|----------------------|
| 平成14(2002)年3月 | 川崎市地方分権推進指針策定 |
| 平成17(2005)年4月 | 川崎市自治基本条例施行 |
| 平成22(2010)年10月 | 地方分権の推進に関する方針策定 |
| 平成25(2013)年5月 | 川崎市「特別市」制度の基本的な考え方策定 |
| 平成29(2017)年3月 | 新たな地方分権改革の推進に関する方針策定 |
| 令和4(2022)年2月 | 新たな地方分権改革の推進に関する方針改訂 |

2 川崎市の目指す特別市（概要）

- 大都市制度には、川崎市が指定を受けている「指定都市制度」、「中核市制度」といった基礎自治体に
- 地域の実情に応じた大都市制度を選択できるようにするため、川崎市では、道府県の区域外となる

特別市制度（未制度化）

- かつて地方自治法に「特別市」が規定されていましたが、昭和31（1956）年に廃止され、その後、制度化はされていません。
- 特別区制度と同様に、二重行政を解消するための制度ですが、川崎市が神奈川県の区域外となり、**神奈川県の事務・権限を担う**という点が異なります。
- 税財政制度の仕組みについては、川崎市域から生じる**すべての地方税を川崎市が一元的に賦課徴収**します。
- 区役所については、現行の行政区を単位とした市の内部団体としての**区役所を設置し、区長を置きます**。

| | |
|------------|---|
| 道府県と市の関係 | 1層制（特別市が広域自治体と基礎自治体の権限を併せ持ちます） |
| 区の扱い | 行政区（大都市の一体性やスケールメリット等を活かしながら、効果的・効率的な行政運営を行うため、市の内部組織と位置付けます） |
| 区長の身分／選任方法 | 議会同意を必要とする特別職とすることも含め、弾力的に対応できる制度設計とします |
| 区議会 | 設置なし |



より多くの権限を付与する制度のほか、東京都に適用されている「特別区制度」があります。「特別市制度」の創設を求めています。

指定都市制度（制度化済み）

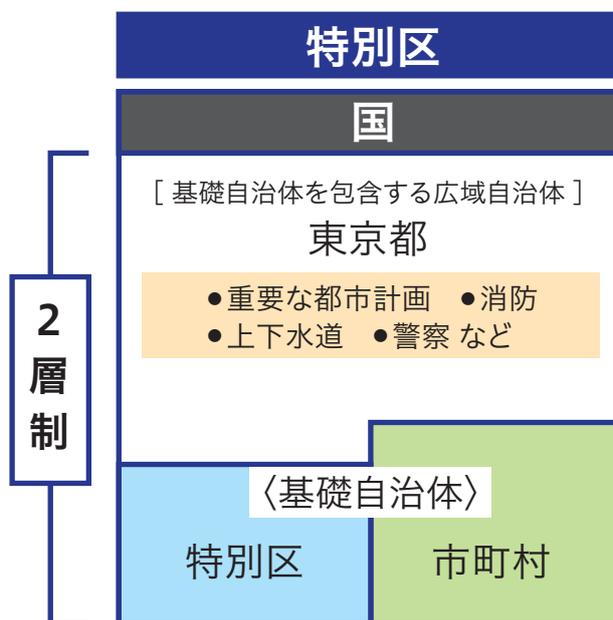
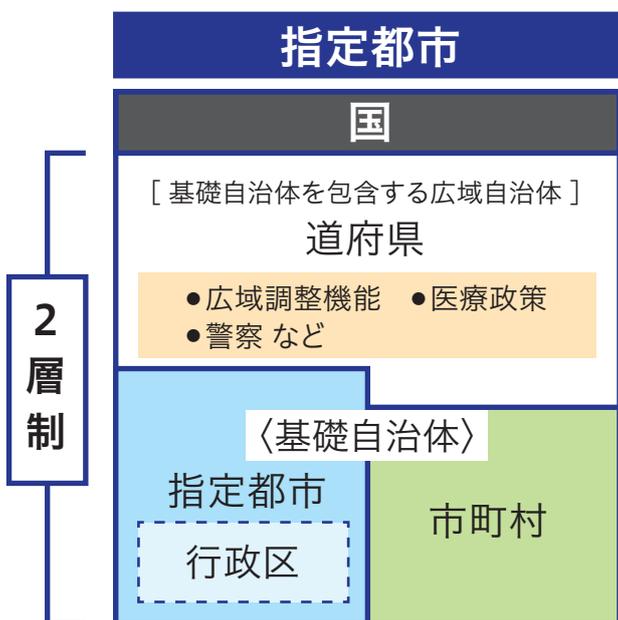
- 昭和 31 (1956) 年に制度化されました。
- 地方分権の進展の中で、指定都市には多くの権限移譲が行われ、住民サービスに直結する事務のほとんどを担うようになりましたが、指定都市制度は**暫定的な措置として成立した制度**であるにもかかわらず、65 年以上にわたり、基本的な枠組みは維持されたままとなっています。

| | |
|------------|---------------|
| 道府県と市の関係 | 2層制 |
| 区の扱い | 行政区（市の内部組織） |
| 区長の身分／選任方法 | 一般職／市長が職員から任命 |
| 区議会 | 設置なし |

特別区制度（制度化済み）

- 東京都の特別区制度を準用。平成 24 (2012) 年に「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行され、**制度化されました**。
- 指定都市等関係市町村を解体し、特別区へ再編するものであり、市民に身近な行政は公選制区長のもと特別区へ、広域行政は広域自治体へと事務・財源を再編し、二重行政を解消します。

| | |
|------------|---------------------|
| 道府県と市の関係 | 2層制 |
| 区の扱い | 法人格を有する団体（特別地方公共団体） |
| 区長の身分／選任方法 | 特別職／公選 |
| 区議会 | 設置あり |



3 特別市への移行によるメリットと課題

- 特別市への移行により二重行政が解消されることに伴い、次のような効果が見込まれます。

メリット 1 窓口一本化によって市民サービスが向上します

国や道府県、指定都市で分かれていたり、類似している事務を統合し、窓口を一本化することによって、**手続の簡略化、処理時間の短縮、一体的なサービス提供など市民サービスが向上します。**

子育て支援（保育所・幼稚園）

現在、保育所と幼稚園の窓口が市、県と分かれているため、相談する場合は県と市の窓口それぞれ行く必要があります。

→特別市では、保育所、幼稚園ともに市の事務となるため、市の窓口でさまざまな情報が得られます。



▲市内保育所等の様子▲



雇用・労働（就労支援）

現在、市内で開催される就労支援のセミナー等は、市と県がそれぞれに実施しており、申込み等の窓口が分かれています。

→特別市では、窓口を一本化し、より地域のニーズに根差したサービスを一体的に提供することができます。



▲市内就職相談窓口の様子



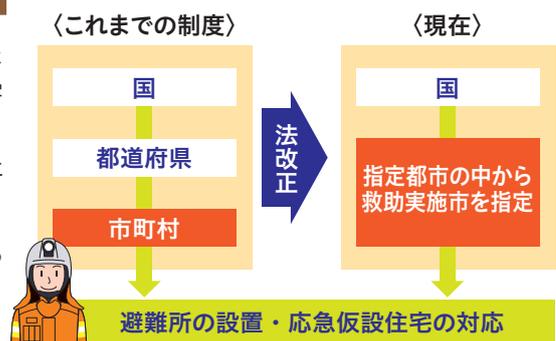
▲川崎市就職支援室「キャリアサポートかわさき」

メリット 2 司令塔の一本化により迅速、かつ地域の実情を踏まえた課題解決が可能となります

基礎自治体である特別市に権限を集中させることによって、**司令塔の一本化による迅速な意思決定**ができ、これに基づく**迅速な対応が可能となります**。また、特別市が、市域において行われる市民に身近な生活に関連するすべての事務・権限等を担うことにより、災害対応やまちづくり分野等における地域の課題を迅速・的確に解決することが可能となります。

災害対応

- これまで、大規模災害時の応急救助は県を通して行っていましたが、法改正により、川崎市は救助実施市として、災害救助法の適用等について直接国と調整することができるようになり、迅速な災害時の応急救助が可能となりました。（平成31（2019）年4月から）
- その結果、応急仮設住宅の設置などを市の判断で対応することができるようになりました。（救助実施市制度）



メリット ③ 事務の効率化・組織の簡素化によって経費削減につながります

国や道府県と指定都市とでそれぞれ行っている事務について、特別市が一元的・総合的に担うことにより、経費の削減が可能となり、事務の効率化及び組織の簡素化を図ることができます。

まちづくり（都市計画）

現在、川崎市では魅力と活力にあふれたまちづくりを進めていますが、都市計画に関する事務はすべて市が行っているわけではありません。

→特別市では、まちづくりに関する事務をすべて行うため、効率化を図りながら、魅力と活力にあふれたまちづくりが可能になります。



▲武蔵小杉駅
東口駅前広場



▲新川崎・鹿島田駅
周辺地区の拠点整備

メリット ④ 地方税を一元的に賦課徴収することによって大都市特有の課題を解決することができます

市域内から生じるすべての地方税を特別市が一元的に賦課徴収することにより、少子高齢化の急激な進展、インフラの老朽化等に伴う整備等に係る経費の著しい増加など、大都市特有の課題や財政需要への確に対応することが可能となります。

川崎市民



市民税 + 県民税



特別市



市と県の行政サービスを一体的・効率的に提供
大都市特有の課題・財政需要に対応する

メリット ⑤ 日本全体の経済成長を牽引します

特別市が市域の都市経営を一元的・総合的に担い、さらに周辺自治体との連携を強めることにより、大都市圏が日本経済の成長の牽引役となり、市民のみならず国民の生活を豊かにします。



- 特別市制度は多くのメリットがある一方、解決すべき課題もあります。川崎市が考える課題とその対応については、以下のとおりです。

課題1 特別市は制度化されておらず法改正が必要

特別市の実現には、地方自治法などの法改正が必要であり、国会への法案提出、国会での議決等を経なければなりません。

川崎市では、指定都市市長会と連携しながら、国などへ法改正を求める要請を行うとともに、経済団体等に対する制度理解の促進に向けた取組についても進めています。



▲総務省への要請(令和4(2022)年12月)▲

課題2 広域的な課題への対応

川崎市は、さまざまな分野において広域連携の取組を進めてきました。特別市移行後も、圏域の自治体として、その役割を果たしながら、地域資源を活用し、地域課題を解決するため、他の自治体と連携した取組を推進していきます。

なお、犯罪捜査など警察に関する広域事務については、公安委員会・警察本部を神奈川県と共同で設置する仕組み等も考えられますが、警察事務の在り方については、引き続き検討を進めていきます。

川崎市における広域的な連携（例）

- 九都県市首脳会議
(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、千葉市、さいたま市、相模原市)

課題3 周辺自治体への影響

特別市移行に伴い、川崎市域におけるすべての地方税を一元的に賦課徴収することになりますが、これにより、県に財源不足が生じた場合には、地方税財政制度の中で、地方交付税などにより措置されるものとなります。

また、県内の市町村に対しては、県内他指定都市と連携しながら、制度理解の促進に向けた取組を進めていきます。

コラム 「権限移譲」は、こんなところで暮らしに関わっています。

教育

！ 課題に沿った教育が可能に

- 市立小・中学校の先生の人数や給料は、県が決めていましたが、法改正により、この役割を指定都市が担うことになりました。（平成 29(2017)年 4月から）
- このことにより、学校の実情に合った学校運営が可能になりました。

ポイント ①

児童支援コーディネーターを配置 川崎市独自の取組

いじめや不登校などに悩む子どもたちを支援する教員として、全小学校に配置しました。

ポイント ②

県から必要な財源が移りました。

川崎市の財政に支障がないよう、先生の給料の支払を市が行うための財源が県から移ってきました。



▲児童支援コーディネーターによる朝のあいさつ活動

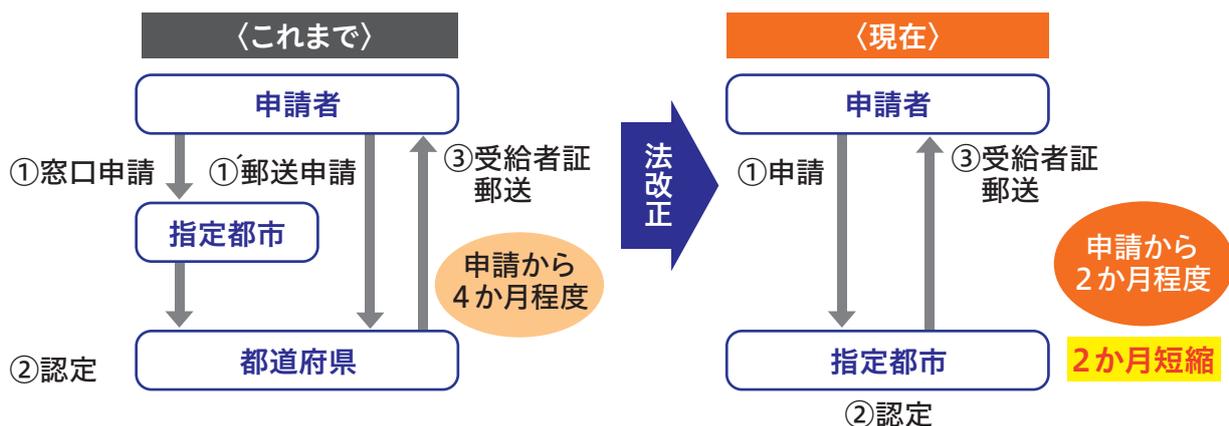


▲小学校での授業風景

医療

！ 素早い対応が可能に

- 指定難病（原因が不明で、治療方法が確立していない疾病のうち、厚生労働大臣が指定する疾病）の患者に対する医療費助成制度については、これまで、都道府県が担っていました。
- 住民に身近な行政は可能な限り住民に近い自治体で行うべきとの考えにより、法律が改正され、この役割を指定都市が担うことになりました。（平成 30(2018)年 4月から）
- その結果、申請の受付から支給認定までを指定都市が一貫して行うことになり、申請から受給者証交付までの期間が短縮するなど、申請者の利便性が向上しました。



4 特別市の実現に向けて

川崎市の取組

1

特別市制度の創設、そして川崎市への適用に向けた取組を指定都市市長会と連携しながら積極的に進めていきます。

大都市制度に関する機運が高まっている中、この機を逸することなく、特別市制度の創設、そして川崎市への適用に向けた取組を進めていく必要があります。

川崎市の目指す特別市制度は、原則として県の仕事のすべてを担うことを基本としていますが、まずは、検討を継続する警察を除き、現在の指定都市の実態に合わせ、県の区域外となる特別市制度の創設を求めています。

制度創設に向けた取組

国等への要請の実施

- 制度創設には立法化が必要となるため、引き続き、国等への要請を実施していきます

広報の実施

- 市民の皆様に特別市制度の概要やメリットを積極的に周知していきます
- 制度創設による周辺自治体への好影響を説明するなど、県内市町村に対する制度理解の促進に取り組みます

指定都市市長会及び各指定都市との連携

- 指定都市市長会や各指定都市と連携しながら、経済団体等さまざまな主体に働きかけを行い、制度理解の促進に向けた取組を実施していきます

2

特別市の制度化までに一定の期間を要することが想定されることから、国・神奈川県からの権限移譲等の推進をはじめとした以下の取組を進め、**特別市にふさわしい都市**を目指します。

具体的な取組

1 国の動向を踏まえた権限移譲等の推進

- 提案募集方式の活用、一括法等への適切な対応といった法令による権限移譲に加え、自治基本条例の考え方を踏まえた法令解釈の必要性を庁内に浸透させながら、義務付け・枠付け等の見直しに向けた取組を進めていきます。

2 分権時代にふさわしい県市関係の構築

- 分権時代にふさわしい神奈川県との関係を構築するとともに、県内にある他の指定都市等とも連携しながら、県に対して権限移譲等を働きかけていきます。

3 自治体間の広域的な連携の推進

- 地方自治法に基づく連携とともに、首都圏の自治体や、指定都市などの類似する団体、遠隔地の自治体との連携に取り組んでいきます。

4 税財政制度の見直しの促進等

- 他の指定都市等とも連携しながら、消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合の拡充や、道府県から指定都市への税源移譲など、大都市である川崎市の事務・権限に見合った税財政制度の見直しを国等に働きかけていきます。

参 考 指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」

- 指定都市 20 市の市長により構成される指定都市市長会は、令和 2 (2020) 年 11 月に「多様な大都市制度実現プロジェクト」を設置し、特別市制度の具体案について議論を重ねてきました。
- 令和 3 (2021) 年 11 月には「多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告」を取りまとめました。
- 令和 4 年度からは、新たに「多様な大都市制度実現プロジェクト」を設置し、川崎市長をプロジェクトリーダーとして、特別市制度の法制化等に向けた機運醸成の取組を進めていきます。

「令和 4 年度 多様な大都市制度実現プロジェクト」

1 背景

- 令和 3 (2021) 年 11 月に「多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告」を取りまとめた。
- 特別市制度の実現に向けた取組は、新たなフェーズへと移行していく必要がある。
- 最終報告を取りまとめた今こそ、特別市制度の早期実現を目指し、機運醸成に向けた取組を実施していくことが重要である。

2 プロジェクト構成市 (12 市の市長で構成)

仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市 (プロジェクトリーダー)、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、岡山市、広島市、熊本市

3 主な取組概要

- 指定都市市長会として初めて、特別市制度の法制化など多様な大都市制度の早期実現を目指すためのポスターとチラシを作成した。
- 全国的な機運醸成に向けて、指定都市が一体となって情報発信を実施した。
- 「多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言」を取りまとめ、指定都市市長会として、総務大臣への要請活動を実施した。



川崎市の目指す特別市（詳細）

川崎市では、指定都市として、その有する権限や財源を有効活用し、自主的・自立的な行財政運営を進め、さまざまな都市的課題の解決を図ってきました。また、地方分権改革が推進される中で、多くの権限が指定都市に移譲されてきました。

しかしながら、昭和31（1956）年に成立し、65年以上にわたり暫定の制度として継続されてきた指定都市制度には、地域の課題解決に取り組む上で課題も多くなってきています。

そこで、これらの課題を解決し、持続可能で自立的な行財政運営の実現に向けて、川崎市は、特別市制度の創設に向けた取組を推進していきます。

1 基本事項

特別市は、県の区域外になるものとし、道州制を前提としません。

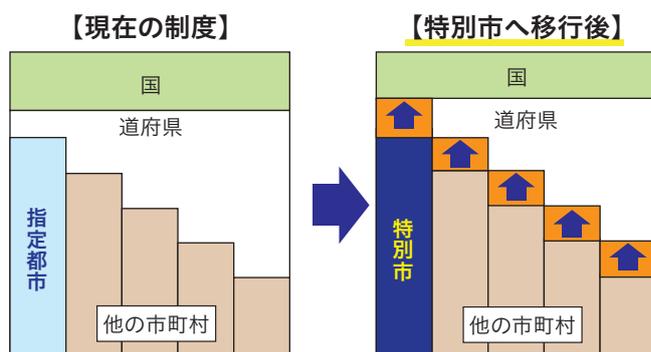
(1) 区域

- 指定都市の区域とする。

(2) 要件、手続等

- 移行時に指定都市であること。
- 県との協議・合意を行うこと。
- 市議会及び県議会の議決を経ること。
- 指定都市が自ら国へ申請すること。
- 国会の承認を得て内閣が定めること。

特別市のイメージ



※地方分権が進むことで、他の市町村の権限も増えていくことを示しています。

2 事務・権限

原則として、現在県が川崎市域において実施している事務及び川崎市が担っている事務の全部を処理します。

- 特別市制度は、県からの権限・財源移譲のみならず、真に国が行わなければならない事務を除き、将来的には、本来地方が担うべき国の事務も含めてすべての事務を担うことを目指すこととしていますが、当面は、県からの権限・財源の移譲に限定します。
- なお、犯罪捜査などに係る警察事務の広域事務については、公安委員会・警察本部を道府県と特別市が共同で設置する仕組みも考えられます（警察法、地方自治法施行令の改正が必要）。広域犯罪への対応については、現在も警察法に基づき所轄外捜査や道府県警察間で合同捜査の形がとられていますが、道府県警察が警察庁の指揮監督も受けることに鑑み、特別市における警察事務の在り方については、引き続き検討を深めていきます。

3 税財政制度の仕組み

特別市は、市域内から生じるすべての地方税を一元的に賦課徴収します。

- 財源は、一義的には移管される事務を踏まえた税制改正（税の移管）により対応することとします。
- 地方交付税算定における特別市の位置付けは、現行の道府県及び市町村の区分に加え、「特別市」の区分を創設することが望ましいところですが、現時点においては、現行の地方交付税制度を前提としたものとします。

4 区の在り方

特別市には、現行の行政区を単位とした市の内部団体としての区を設置し、区長を置くものとします。区長は議会同意を要する特別職とすることも含めて、今後の区を取り巻く環境変化等を踏まえながら、弾力的に対応できる制度設計とします。

- 特別市は、大都市の一体性やスケールメリット、大都市の機能を活かしながら、効果的・効率的な行政運営を行っていく必要があり、その区は、法人格のない特別市の内部団体と位置付けます。
- また、特別市として市全体で担う事務・権限が拡大することに伴い、一定の住民代表機能を持った区としていく必要性や、本庁の事業部局との調整の必要性が、より一層高まることから、区長は市長が議会の同意を得て任命する特別職とすることも可能な制度とします。
- 一方、川崎市では区役所について、これまで担ってきた行政サービスの提供に加え、市民の参加と協働により、地域社会の課題を解決するための取組を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル化が急速に進められる中で、区役所に求められる機能が変化していくことも考えられます。とりわけ、少子高齢化の急速な進展等に伴い、地域課題に対応し、地域の活動を支援していくような区の役割が一層重要となっていくことも想定されますので、こうした環境変化を注視していきます。

5 制度化に向けた取組

地方自治法の改正等による対応を基本とします。

- 地方自治法に特別市の定義を規定することを基本とし、その移行手続については、同法又は別途法を定めることについて、指定都市市長会と連携し取組を進めていきます。

川崎市 PROFILE

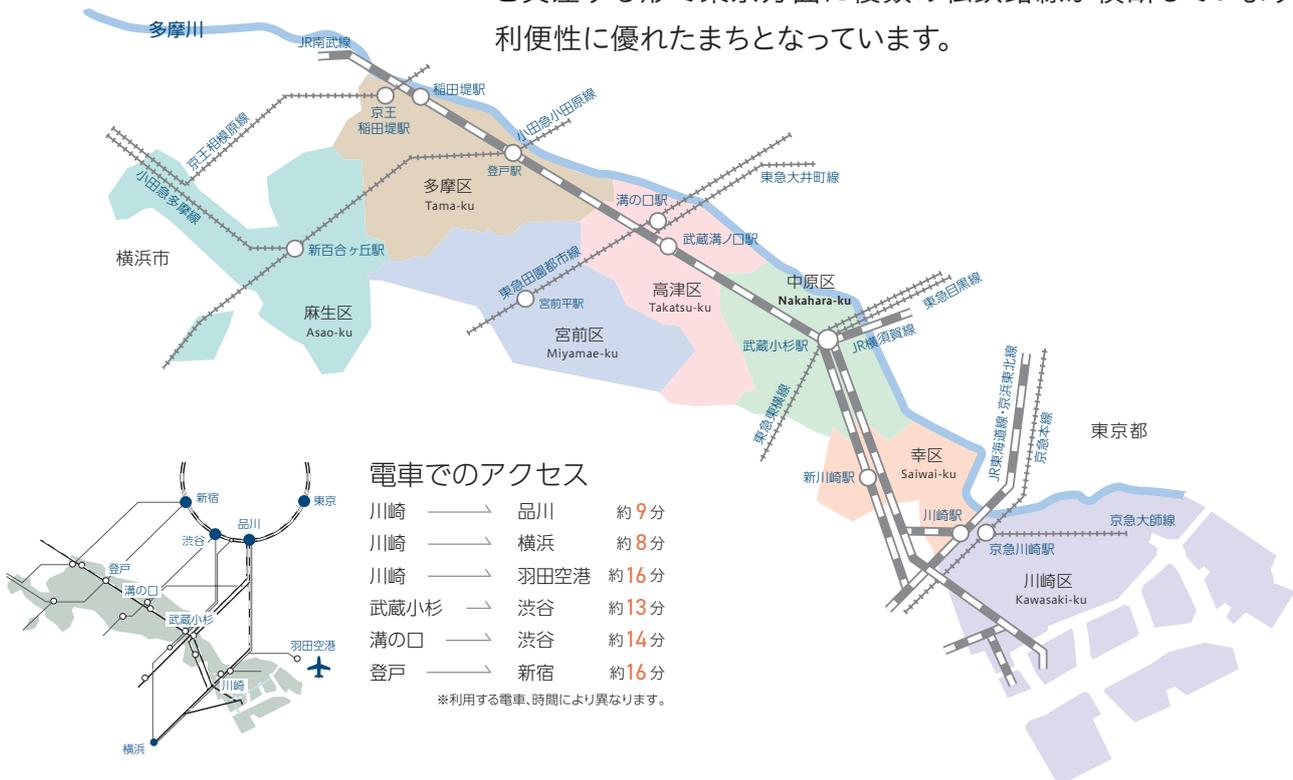
川崎市の歩み

- 川崎市は、大正 13(1924) 年に川崎町・御幸村・大師町が合併し、誕生しました。
- 人口約 5 万人の市として始まりましたが、その後人口は増加し、昭和 47(1972) 年に指定都市へ移行しました。
- 令和 4(2022) 年に指定都市移行 50 年、令和 6 (2024) 年に市制 100 年を迎えます。

| 年月 | 主な出来事 |
|--------------------|--------------------------------|
| 大正 13(1924) 年 7 月 | 川崎町・御幸村・大師町合併、川崎市誕生 |
| 昭和 14(1939) 年 7 月 | 全国初工業用水道完成 |
| 昭和 20(1945) 年 4 月 | 川崎大空襲、市街地焼失 |
| 昭和 25(1950) 年 12 月 | 市営バス営業開始 |
| 昭和 32(1957) 年 9 月 | 市人口 50 万人突破 |
| 昭和 47(1972) 年 3 月 | 川崎市公害防止条例施行 |
| 昭和 47(1972) 年 4 月 | 指定都市へ移行 (川崎・幸・中原・高津・多摩の 5 区誕生) |
| 昭和 48(1973) 年 5 月 | 100 万人目の市民誕生 |
| 昭和 52(1977) 年 7 月 | 全国初の環境アセスメント条例施行 |
| 昭和 57(1982) 年 7 月 | 高津・多摩区の分区により、宮前区・麻生区が誕生 (7 区制) |
| 平成 9(1997) 年 12 月 | 東京湾アクアライン開通 |
| 平成 22(2010) 年 3 月 | JR 横須賀線武蔵小杉駅開業 |
| 平成 25(2013) 年 3 月 | 殿町国際戦略拠点「キングスカイフロント」まちびらき |
| 平成 28(2016) 年 3 月 | JR 南武線小田栄駅開通 |
| 平成 29(2017) 年 4 月 | 市人口 150 万人突破 |
| 令和元 (2019) 年 5 月 | 市人口が指定都市第 6 位になる |

川崎市の地理的な特性

- 川崎市は、神奈川県北東部に位置し、多摩川を挟んで東京都と隣接しています。横浜市と東京都に挟まれた細長い地形です。
- 交通面では、市内を縦断する形で JR 南武線がとおり、南武線と交差する形で東京方面に複数の私鉄路線が横断しています。利便性に優れたまちとなっています。



川崎市の人口、平均年齢等

- 日本全体では、人口の減少が進行する中、川崎市は人口の増加が続いています。指定都市の中で6番目に人口が多いまちです。
- また、指定都市の中で平均年齢が最も低く、若い世代が多く住むまちです。

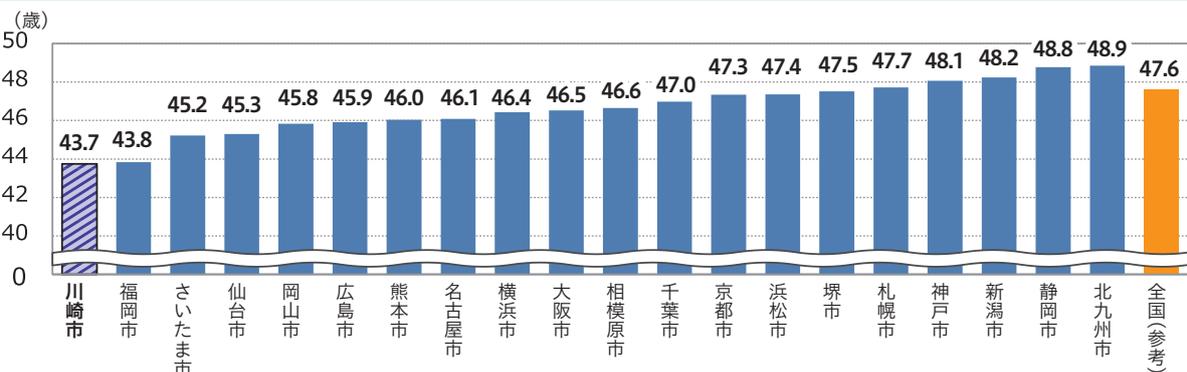
【川崎市の人口の推移】



【指定都市の人口(令和2年国勢調査)】



【指定都市の平均年齢(令和2年国勢調査)】



(注) 国が「不詳」をあん分等によって補完した「不詳補完値」による。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

発行 川崎市総務企画局都市政策部
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
☎044-200-0386 FAX 044-200-3798

令和4(2022)年3月初版発行
令和5(2023)年3月第2版発行